

Title	正統性概念に関する一考察：権力論の概念枠組を求めて・結論
Sub Title	On the concept of legitimacy
Author	霜野, 寿亮(Shimono, Toshiaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.9 (1980. 9) ,p.87- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	市川統洋助教授追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800915-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

正統性概念に関する一考察

——権力論の概念枠組を求めて・緒論——

霜野寿亮

- 一、問題の所在
- 二、社会規範としての正統性
- 三、正統性概念の変数化
- 四、むすびにかえて——要約

一、問題の所在

所謂政治理論の系譜を展望すると、権力概念が重要な役割を占めてきていることがわかる。それゆえにとは言えないのであるが、今後ともこの傾向は変わらず、権力概念は経験的政治理論においてもその中心に位置してゆくべき——であろうと思われる。かかる判断と期待を下すのは、政治現象が畢竟権力関係にはかならずという認識を持つているからである。そして、かかる認識が歴史的事実とも合致することは、言うまでもない。ただし、この認識は政治の本質が権力関係に存する¹⁾とまでは主張しない。政治の本質に関しては様々な考え方が提出されている。それらのいずれが真に本質的であるかを問う

ことは、政治哲学には有用でも、そうした議論が直観にたより、思惟に基く以上、政治現象の経験的考察にとつて直接の関連を持つことは少ない。本質論に触れずとも、政治における権力関係の遍在性を主張することは可能である。政治が人々の織りなす社会的行為の産物であり、そこでは欲望の主体としての行為者、欲望をみたす資源の稀少性、人々の能力的不平等、が所与の前提であることを考えれば、政治現象から権力関係が除外されることはありえない。また、権力関係が権力の主体と客体から成り立ち、両者の行動を規定する主要因が正統性の感情であることを思えば、経験的政治理論においても、権力わけても正統性の概念が理論的中心たりうることは十分可能であると考えられる。

可能であることを、ただちに、なすべきこととみなすのは、論理的短絡であり、かつ無意味な議論を展開する危険を伴うと批判されるかも知れない。しかしながら、説明の可能性を確かめる作業も、消去法的意味での確認には最低限の貢献をなすのであり、あなたがち無駄な試みとばかりは言えないはずである。

さて、かかる立場にたち、経験的理論化をめざす視点より正統性概念を顧りみれば、概念の再検討ないしは新たな定義づけが是非とも必要となつてくる。このような概念の再構築が必要であることの理由を示せば、上記の視点がより鮮明になるであろう。第一の理由としては、政治理論研究のなかで培われてきた、これまでの正統性概念には価値判断の手あかがしこみ、経験的考察の用具としては適切ではない点が指摘される。第二の理由は、経験的方法への道を開いたマックス・ウェーバーの「支配の三類型」に代表される理念型的方法も、類型化に止まらざるを得ず、理論構築への布石にはなっていないことである。第三の理由には、政治現象と権力関係の解明、すなわち理論的説明に寄与しうる形式での正統性概念が求められているのであり、いまそれを我々が所有していないことが挙げられる。本稿はこのように、経験的理論の構成要素たりうる正統性概念を模索するための準備作業であり、正統性概念を変数として含む経験的政治理論構築のための第一歩なのである。

ところで、F・E・オッペンハイムの分類によれば、正統性概念が規範―道徳的立場で使用された場合、それは次のことを意味している。いま、ある政府が道徳的意味において非正統的であると云われるのは、その命令に従わずあるいはその権力に抵抗することが、道徳的に許容されるかあるいは義務的でさえあるということなのである。また、記述―法律的立場で正統性概念が意味するのは、次のような内容である。(a)統治上の権威を要求する者はその体系にある二次的規則(例、憲法)に合致して職を継受し、彼らが下す法と政策はこれら規則に全く基いている。(b)住民は彼らの下す法に応じようとする。(c)住民はこれら法を従うべき一般的基準として受け入れようとするが、その受容は彼らが法を道徳的に義務あると感じているわけではない。さて、この二つの立場はもともと別個のものである。しかるに、オッペンハイムも指摘しているように、両者の意味が正統性概念のなかで混用されてきたところに概念の曖昧さが存するのである。⁽¹⁾

けれども、正統性の諸概念を、正統性概念を含む概念図式の作成から正統性概念を変数として含む経験的政治理論の構築へと向う展望のなかでみたとき、現代政治学のうちに、そうした方向への萌芽が生じていることにも気づくのである。この萌芽とは、権力概念が関係概念であるように正統性概念も関係概念であることが認識され、拘束の受容とか説得力とか表現は異なるが、人々の同意を獲得する能力として正統性が規定されてきていることである。⁽²⁾しかしながら、現代政治学における正統性の諸概念をこうした理論化への視点から眺めた場合、まだ幾つかの問題が残されている。なかでも大きな問題点は、一般に同意獲得能力と規定される正統性概念が不用意に社会規範と結びついている点であり、また、正統性を概念図式のなかで変数処理することが不十分なる点である。換言すれば、多くの正統性概念が個人の主観的見解や集合体の価値規範をその最終的源泉としながらも、論理の展開をそこで終息させてしまい、それがために、正統性をめぐる議論はいつまでもウェーバーの類型的考察をのりこえることができず、⁽³⁾経験的解明のための理論枠組の構築は足踏みを余儀なくされているのである。

- (1) Felix E. Oppenheim, *The Language of Political Inquiry: Problems of Clarification*, in, *Handbook of Political Science*, Vol. 1, *Political Science: Scope and Theory*, ed., F.I. Greenstein and N.W. Polsky, Addison-Wesley Publishing Company, 1975, pp. 321-322.
- (2) *Ibid.*, p. 287.
- (3) Roderick Martin, *The Sociology of Power*, Routledge and Kegan Paul, 1977, p. 82.

二、社会規範としての正統性

正統性概念の経験化を推し進める一つの方法は、暗黙かつ不十分に結びついてきた社会規範概念と正統性概念の関係を、論理的に明確にすることである。そのための作業においては、社会規範の視点から正統性を考察するパースペクティブと、社会規範の生成についての論理構成が考察の焦点となるであろう。正統性概念を特定の価値原理に結びつけることはさげねばならず、かつ政治権力に寄せる人々の感情・意識・思想を政治権力から切り離すこともできないのであれば、⁽¹⁾政治権力の基盤をなす社会の集団規範、すなわち社会規範とのかかわりで正統性の概念を考察し、経験的解明に近づくことが、必要にして最善の方法である。正統性概念の経験化を進め科学性を高めようとするこの方法は、正統性を社会規範とそれを包むところの文化として捉えることを要求するのである。

ごく常識的に社会活動における、ものの見方・考え方・感じ方を文化と規定すれば、⁽²⁾人々のなす行為はすべて文化と関連している。それぞれの行為は文化によつて方向づけられると共に文化を構成しているのである。このことは政治活動についても例外ではなく、それゆえにこそ“政治文化”研究が今日重要視されているのである。政治文化は文化の一部分であり、正統性の観念は政治文化の主要な構成要素である。従つて、正統性概念を、文化とその中核をなす規範から考察することは無理な試みではない。⁽³⁾

このように正統性とは広義では文化ないし政治文化の一部であり、狭義では社会規範の一部であると了解されれば、正統

性を理解するためになすべき課題のひとつは、文化がどのようにして発生し形成され、その中核がどのようにして強い拘束力を有する社会規範となるかの解明であり、より直接的には社会規範の生成過程を明らかにすることとなる。この作業によつて正統性を社会規範として理解する視角の有効性も明らかになるはずである。規範生成過程が明らかにされたとすれば、次の作業は、社会規範に影響を与える要因を抽出するとともに、社会規範自身の構成因を解明することである。この作業の過程で社会規範の構成因でもあり、その外的要因でもあるものとして政治権力が登場するにちがいない。社会規範と政治権力の関係は、関係それ自体が両者の主構成因であり、両者に影響を及ぼす主要因になるという複雑な様相を示すものと思われる。それゆえ、この先は、ただ単に議論の方向しか示しえないが、以上の作業を経て社会規範の一部である正統性の構成因が解明され、その動態も明らかになれば、正統性に関する経験的理論獲得への手がかりを得られるはずである。

しかしながら、文化の生成を論ずること、特にその発生を説明することはそうやさしいことではない。文化の発生を歴史的に解明することは不可能であり、なしうることは、人間にとつて文化の果たす役割を確定することだけである。すなわち、文化がどのようにして発生したかと問われれば、それは主として人間の生命活動に役立つべく発生してきたとしか言いようがない。いまだし正確に言うとすれば、人間が自らの活動に役立つものの見方・考え方・感じ方として文化をつくり、蓄積してきたのである。換言すれば、他と全く隔絶された一個人を想定したとき、文化とはその個人が自らの機能的要件——これは生理的欲求が基本であるがそれだけに限定はされない——の遂行に有用な行為様式を慣習化したものにほかならない。このような文化は一方で人間の思惟判断であり他方で行為そのものであるが、その基本的性格は、人間が持つ様々な欲望を充足させるために出現し存在している点にある。⁽⁴⁾

ところで、個人が一定の行為様式を慣習化させてゆく基準は何であるのか。個人はまず生得的に一定の欲求を有している。これら欲求は複数あると考えられ、また各欲求の充足方法も複数あるのが普通である。そして、これら欲求が個人に対

して持つ重要性和、各欲求の充足方法が個人に対して持つ有用性は複雑にからみあい、一定の優先順位の体系にまともまつていと考えられる。一人の個人だけを考えるとときは、このような選好原理が行為様式慣習化の基準である。そしてこの選好原理は効用意識と言いかえることができる。⁽⁵⁾ すなわち、選好原理は先天的欲求に序列をつけ、生存過程で生じた後天的欲求の重要性を確定すると共に、それら欲求の充足方法を評価しているのである。従つて効用意識には、欲求それ自体の順位に強く規定される側面と、満足な欲求充足の経験の積重ねによつて形成される側面とがあることになる。

さて、純粹に行為者だけの場面を想定し、他の生物との関係をも無視してしまふならば、行為者の有する効用意識は、その行為者にとつての文化であり規範のすべてである。この場面に存在するのはあくまでも個人規範であり、社会規範の成立はありえない。なぜならば、規範の基本的性格は、複数の行為様式のうちから特定の行為様式を指示し遵守させる拘束性であり、この場面では、効用意識が指示する最善の行為を行なわせることが規範の内容にほかならず、その内容判断は全く個人に委ねられているからである。しかしながら、最も単純な社会であるダイアド関係の場合でも、規範の内容が全く個人の効用意識に任せられるとは考えられない。他者の存在は各行為者の個人的効用意識に制約を課さずにおかないからであり、この点に、個人規範が社会規範を生み出す鍵がひそんでいるのである。

社会規範の生成を考える手始めとして、ダイアド関係における行為者の同調行動がどのように出現するかを考えてみたい。ダイアド関係といえども、行為者がそれぞれの欲求に基礎づけられていることに変わりなく、行為者の欲求に関して二つの前提を設定することができる。この前提は、生物的存在としての行為者から直接に導き出されるものである。まず第一に、行為者が保有ないし発現させる要求の出現様式は無限に多様であること、⁽⁶⁾ 第二に行為者はそれぞれにとつての最悪事態の回避という目標に根底では基礎づけられていることである。⁽⁷⁾ かかる前提を是認したうえで、個人の行為を考察してみると、社会規範生成に関する論理的道をたどることが可能である。各個人は無限の行為様式の中から、それぞれに効用ある行

為を行なうのであり、各行為者はそれぞれの効用意識を有し、それに基き行為の客体に効用を付与しているのである。このとき、効用の客体となるのは自然資源のみならず社会的資源も含まれることを確認しておきたい。⁽⁸⁾ 社会規範の生成に関しては、社会的資源すなわち各行為者の行為が、それぞれの行為者の効用客体となることの認識が大切なのである。

これは、人間が一人では存続してゆくことができないという厳然たる事実が示す第三の前提から導き出されているのである。⁽⁹⁾ いま甲と乙が全く始めて出会ひ甲が何らかの行為を行なつたと仮定する。さて、甲の行為が乙の効用意識からみて効用を付与するに値する客体と判断されれば、少なくとも乙は甲の行為を黙認するし、あるいは乙からみて甲にも効用あると思われる反応を行なうであらう。しかし、甲の行為が乙の最悪事態回避を阻害することになれば、甲の行為は乙から効用付与されることはなく、逆に甲の行為遂行に妨げとなるであらう反応を乙は行なうことになる。もし、甲と乙が単にゆきずりの出合にすぎず、しかも甲の行為が甲にとつて最悪事態回避の手段でなければ甲が譲歩して離散するであらう。また甲にとつて自らの行為が最悪事態回避に不可欠の行為であつても、その行為の遂行に乙の存在が必須要件でなければ、甲と乙は離散するのであらう。さらに甲の行為と乙の反応が共に最悪事態回避の手段であつて著しく対立し、なおかつその行為の遂行につき、甲にとつては乙の行為が、乙にとつては甲の行為が必須の要件であるならば、甲と乙は窮極の闘いをするであらう。しかし、甲と乙が一時的出合に満足せず、修羅場は極限状況であると期待し、互いに他者の存在が自己の存在には不可欠であると考へ、両者の関係の永続化を望んで強制されるとき、甲乙それぞれにとつて相手の行為は効用の付与される客体とならなければならない。仮に、甲が乙の最悪事態回避を阻害するならば、甲は自分にとつて不可欠な乙の行為を期待することはできない。これは乙にとつても同様であり、甲と乙はたがいに関心の相手の反応を考慮に入れるのでなければ、相手の協力を得ることは不可能である。相手の反応を考慮するということは、相手の反応を先読みすることであり、換言すれば、互いに相手の効用意識と自己の効用意識を調整しているのである。こうした調整はたがいに関心の行為に“予測制御”をかける

る形でふつう行なわれており、⁽¹⁰⁾ その結果、甲と乙の効用意識に共通部分を増加させることになるのである。そして、このよ
うな他者の効用意識との共存を前提にして成り立つ各人の効用意識は、いわば社会的効用意識にはかならず、個人にとつて
は価値意識として受け入れられるのである。社会のなかで、甲と乙がかなりの程度に重複する価値意識を有することになる
と、甲と乙の行為には類似性が高まるのであり、見方を変えるならば、甲と乙の行為は、両者が共有する価値意識へ同調す
る行為とみることができよう。⁽¹¹⁾ この延長線上に社会規範が出現することは明らかである。

法の根底に社会規範を設定し、その生成過程から法の正当性を考察する作業はN・ルーマンによつてなされている。⁽¹²⁾ 彼は
規範すなわち当為の機能を問い、社会のなかに規範が出現してくる過程、従つてこの意味で前社会的な過程を「原初的」メ
カニズムと呼んでいる。⁽¹³⁾ このメカニズムの説明におけるルーマンの基本的発想は、行為者が危険状態から脱出する手段とし
て規範が成立するとする論理であり、先に示した最悪事態の相互回避が同調行動を生み出すという論理と同種であると考え
られる。彼によると、環境のなかで個人のなしうる体験と行為は無数なるがゆえに複雑であり、個人は常にそれらの選択を
強制されているのである。そして、個人の選択した体験や行為が所期の思惑どおりになるという保障はなく、常に期待はず
れの危険にさらされているのである。しかも、かかる存在状況は、環境のなかに他者が入りこむことによつて、さらに危険
なものとなる。つまり、自我がとらえる他者は、自我と同様に固有な体験と行為をなしうる存在であり、自我は自らの体験
と行為の選択に際し、他者の体験と行為の可能性を、従つてその不確定性を認めざるを得ないのである。⁽¹⁴⁾ この状態は、不確
定性が二重になつている状態であり、自我にとつて期待はずれの危険が増大させられているのである。

ルーマンによれば、かかる危険状態から脱出するためには、自我が他者の予期することが必要であるという。彼は
次のように述べている。「二重の不確定性という条件の下では、それゆえ、すべての社会的な体験と行為は、二重の意義を
有する。その一つは、直接的な行動予期のレベルでの意義、すなわち一方が他方に対してもつ予期がみたされるか、はずれ

るかという点にかかる意義であり、もう一つは、別のレベルで、自己の行動が他人の予期にとつてどのような意味をもつかを推し測るといふ点にかかわる意義である。まさにこの二つのレベルの統合に、規範的なるものの果たすべき機能、したがつてまた法の果たすべき機能を求めなければならぬのである。⁽¹⁵⁾ すなわち、法なしし社会規範とは、人々のなす予期の予期を安定化させるために社会が用意した仕組にほかならず、予期の予期を一般的かつ客観的なものへと制度化することによつて、予期が誤算に終る危険性を減少させているといふのである。「したがつて、規範の妥当の基礎は、窮極的には、体験の場の複雑性と不確定性にあるのであり、規範はそれを軽減する機能を果たす」⁽¹⁶⁾ ことになるのである。

法の正当性に関するルーマンの考察は、社会規範生成の考察に基いている。先に予期の重要性を指摘したが、予期は、それはずれた場合の処理の仕方によつて二種類に分れる。はずれた予期を現実に合わせて修正するのであれば、それは認知的予期であり、逆にあくまでも予期に固執し現実の変更を迫るのであれば、それは規範的予期である。⁽¹⁷⁾ この区別に基けば、規範とは「抗、事、実、的、に、安、定、化、さ、れ、た、行、動、予、期」⁽¹⁸⁾ なのである。それゆえ、社会にとつて大切な点は、認知的予期の領域と規範的予期の領域を明確に区別することであり、規範的予期の制度化をはかることであるとする。規範的予期が制度化されると、他者の行動についてのこれに基く予期が思惑はずれになつても、その責は他者に帰せられるので、各個人の行為選択に際しての危険は著しく減少するからである。⁽¹⁹⁾ そして、この制度化つまり各個人の予期の統合は次のことさえなされれば可能であると言ふ。すなわち、「最小限の同時的かつ同意味的な体験をよりよく活用すること、それをいけば社会的に重要な事項および時機に分配し、合意を期待可能なもの、必要に応じて調達しうるものとすることである。しかしとくに重要なものは、現在に在る合意をいけば額面以上に利用することによつて、ついには『社会一般の合意』⁽²⁰⁾ の必要を、若干の事項について、若干の時機に、若干の人間の現実の体験でカバーすればたりるようにすることである」。

制度化のメカニズムを個別具体的な行為と体験の事実的拡大に求めるのではなく、制度化それ自体が予期の予期によつて想

定された合意に基礎づけられているとみるルーマンの主張は、⁽²²⁾ 集団成員のすべてが直接に相互作用することもなく、またすべての人が自己の予期の押しつけができず、だからといって集団からは離れられないという人間の生活状況に良く対応したものである。社会集団の規模が小さければ、自然発生的指導者の規範的予期が明白な異議をうけないかぎり暗黙のうちに受け入れられたことになり、合意の成立を想定することは可能である。そして、指導者の規範的予期が制度化されて他の多くの規範的予期が除外され、危険を伴わない行為の道すじが社会的に設定されるのである。しかし集団の規模が巨大になると、互いに各々の規範的予期を提示し検討しあうには構成員が多すぎ、第三者の合意を想定することが不可能となる。また社会が複雑さを増すと、各個人がすべての事柄について意見を持ち規範的予期を有することも困難であり、「社会一般」の合意を想定することは事実上不可能となる。こうした事態のなかから人々の意見を擬制的に作り出す仕組として登場するのが政治であり、「⁽²²⁾ 整合的に一般化された規範的行動予期」としての法が実定法として政治を通して設定されるようになると、法の——筆者からみれば法制定機関たる政治権力の——正当性が問題となるのである。ルーマンの文脈によれば、法の正当性とは制度化された規範的予期の一般化の程度にほかならない。問題は制度化をなす政治の主体がどれだけ多くの人々の規範的予期を考慮し、整合的に組み込むかということなのである。それゆえ政策決定者は社会構成員の持つ規範的予期に関する情報を常に政策決定に反映させてゆかなければならないのである。⁽²⁴⁾ 従つて、人々がある政策を規範的に受容したとき、その政策は正当性をかちうると言われるのである。「すなわち、決定の対象となる者が決定を下す者から規範的予期として通知されたことに対して認知的な態度をとることが任意の第三者によつて規範的に予期されると想定されるような決定は、正当である」と述べられている。⁽²⁵⁾

以上の検討から言えることは、社会規範の生成を論理的に煮つめてゆく視点は、政治権力の正統性に関する——なかば経験的な——理論的考察の基礎をもたらすということである。ルーマンの考察は法の正当性に重点がおかれているが、同様の

論理で政治権力の正統性を考えることは十分可能である。これまでは、一般的正統性概念と個別的な正統性概念を区別し、前者をただ単に必然的前提として政治権力の存在を所与としてきたのであるが、⁽²⁶⁾個人の要求充足機構のひとつとして政治と政治権力を理解するならば、窮極には人間存在という純粹に生物的条件で一般的正統性概念を規定することが可能になつてくる。政治それ自体を所与と置く必然性はなくなるのである。政治という仕組みそのものが人間存在にとつて有害になるならば——経験的にはありえないと思われるが——、政治権力が一般的正統性を保持しているなどとは言えないであろう。政治のない状態よりも政治のある状態のほうが、人間の生存にとつて好都合であるとの判断を事実とみなしたとき、一般的正統性の概念が前提に高められてしまつたのである。また、欲求充足機構の指揮者として社会規範があり、社会規範の安定化を図り、そのための装置や仕組みを作り、それを作動させることが個々の社会における政治の具体的仕事であるならば、そうした政治が行使する権力の個別的な正統性は社会規範との一致度に依存するといふのであろう。とまれ、政治権力の正統性と社会規範との関係をこのように明確にしておくならば、正統性概念から不要な価値判断を除去することができると同時に、経験的政治理論を構成する主要概念として正統性を構想することも可能になるはずである。

(1) これは前にも述べてあるが、権力関係においては、当事者の意識がその関係の性格を根本的に規定してしまふのである。

(2) このような文化の定義は文化人類学の分野でなされているものを借用したものである。十時殿周、社会と構造、米山桂三編著、「現代社会の社会学」第四章、一九六六年、世界書院、七〇頁。

(3) ただ、この試みはかなり困難である。なぜなら、文化と社会規範の視点から正統性を論ずるには、主意主義的行為理論の構築が条件となるからである。

(4) ここではマリノフスキーの考えに負うている。B・マリノフスキー、文化の科学的理論、姫岡ほか訳、岩波書店、一九五八年、四一—四九頁。

(5) 個人が効用原理に従うことに特別の問題はあるまい。パーソンズも「効果の法則」に言及している。T・パーソンズ、E・A・シルズ編著、行為の総合理論をめざして、永井ほか訳、日本評論社、一九六七年、一九六—一九九頁。

(6) マリノフスキー、前掲書、九六—九七頁。

(7) Anthony Heath, Rational Choice and Social Exchange: A critique of exchange theory, Cambridge University Press, 1976, pp. 13-14.

(8) パーソンズ、前掲書、九二頁。

- (9) この点に特別の理由づけは不要である。ヒトが両性動物であること、哺育期間が長いことを示すだけで十分である。人間を動物としてみた場合、本能からの解放が進みすぎているとも言えよう。日高敏隆、動物にとって社会とは何か、至誠堂、一九六六年、一六七、一八七―一八九頁。
- (10) H・A・サイモン、人間行動のモデル、宮沢監訳、同文館、一九七〇年、九四頁。
- (11) このような個々の意識の共通性ないし併立性に注目する議論は社会学(特に機能主義理論)では一般に行なわれており、本稿もそうした考えに基づいている。パーソンズの言う、裁定・役割期待・制度化などの概念で展開される理論が良く知られている。パーソンズ、前掲書、三五、二四三―二四五頁。
- (12) N・ルーマン、法社会学、村上ほか訳、岩波書店、一九七七年。
- (13) 同、三五頁。
- (14) 同、三七―三九頁。
- (15) 同、三九―四〇頁。
- (16) 同、四四頁。
- (17) 同、四九頁。
- (18) 同、五〇頁。
- (19) 同、五〇―五一頁。
- (20) 同、七八頁。
- (21) 同、七八頁。
- (22) 同、八一―八四頁。
- (23) 同、一一二頁。
- (24) 同、二八四―二八六頁。
- (25) 同、二八六―二八七頁。
- (26) 蟻山政道、政治学原理、岩波書店、一九六六年、一五三―一五五頁。加藤新平、国家権力の正統性、『近代国家論』第一部、弘文堂、一九五〇年、三〇―三四頁。

三、正統性概念の変数化

正統性概念が有するもうひとつの問題は、変数化の試みが不十分なことである。これまで正統性概念は数多く提出されて

きているが、それらの正統性概念を用いて、いかなることが理論的に説明せられ、予測せられるのかという肝腎な点になると、ほとんど語られてきていないのが実情である。もちろん、正統性を保持しえぬ政治権力の成りたちゆかぬことは経験的に知られており、また、すべての正統性概念はこの点を主張するか暗黙の前提に採用していると考えることはできる。しかしながら、従来の正統性概念によつて説明されるのはただそれだけのことであつて、それ以上には何も明確にされていないことが多いのである。さらに言えば、これまでの研究においては、現象としての正統性を分析するための基本枠組と、それから派生する経験的調査項目とを、ほとんどの場合有していないのである。たとえば、政治権力の正統性保持を同意の付与によつて説明し、同意の付与を正統性と規定するだけでは、同義反復以上の何かを語ることはできないのではあるまいか。この例では、現に同意が付与されていることを示す他の指標を用いなくてはなれば、政治権力が正統性を保持していることの経験的説明にはならないはずである。要するに、いままでのところ、正統性概念は政治の理論を求めるときに独立変数としても従属変数としても扱われることは少なく、ましてや具体的考察のために操作的処理がなされることは全くと言つてもよいほどなかつたのである。以下では操作化へ至る準備段階として、正統性概念を理論のなかにおける一変数として位置づける可能性について考えてみることにしたい。なぜならば、政治権力に関する概念図式のなかに正統性概念を理論的に組み込むことが操作化への第一歩であり、かかる方向をめざすことが「正統性の理論」を獲得することにつながるからである。

正統性概念を変数化する試みは、管見するところでは誠に数少ない。実際には数多くの思想家や研究者が言及しているのであるが、最近筆者の目に触れたものなかでは、体系論との関係で正統性に言及しているウォーチェル、ヘスター、コパラによる考察と、ガーとエクシュタインによるまとまつた分析とが興味深い。ウォーチェルらは、社会体系において、(部分的)緊張の増大は分派活動を促して正統性を弱体化させ、集合的な暴力志向を助長すると言う。この定式の前半において、緊張の増大は正統性の状態を左右する要因としての独立変数であり、正統性は従属変数であると考えることが可能であ

る。後半では正統性の状態が社会体系における暴力的志向の程度を左右していることになり、正統性が独立変数であり、集会的暴力志向は従属変数であると考えることが可能である。そして彼らは、正統性が失なわれることになる緊張、すなわち正統性に影響を及ぼす要因の具体例として、不平等・不正義・欲求不満・継続的な欲求充足期待の閉塞・自尊心への脅迫・相対的剝奪を諸文献より抽出する。そしてこれらの要因に共通しているのは、物理的安全、経済的安全、統合、体系内個人の中核的価値に対する不公平な制約や負担であるか、その恐れであり、それらが不公平であると知覚された場合に、正統性を崩壊に導びき暴力を生み出すことになるのであるとして⁽³⁾。かかる指摘が指摘のみで終るのであれば、それは著者達も因果関係の確定が困難であると述べているように、直観的な議論の枠内に止まらざるを得ず問題は残されたままであることになる。しかし、因果関係ないし相関関係の有無を確定し、検証してゆく作業こそがなすべき課題なのであり、正統性にかかわる要因を抽出するこうした試みは、概念図式を得るための基礎段階として、これからも続けてゆく価値と必要を有しているのである。

ガーとエクシュタインは政治現象を「権威類型」という視角から考察するなかで、正統性を根拠づけるものは何かと問いかけている。彼らの言う権威類型の基礎はG・E・G・カトリンの提唱した非対称的人間関係の考え方にあり、これに政治的という限定を付与して用いるのである。すなわち、非対称的關係が、(1)複数の社会的単位のなかで社会的単位の成員という資格で行為する人々の間において生ずる場合、(2)社会的単位の階層的に順位づけられた部分ないし人々の間で生ずるか、そうした部分間の関係に明らかに影響を与える場合、(3)社会的単位にかかわる指令に關係している場合に、その非対称的關係は政治的であるとされ、権威類型と名づけられている⁽⁵⁾。そして、彼らは権威類型を分析する枠組として、次のように六つの局面(ローマ数字)と各局面を構成する次元(アラビア数字)を提出している⁽⁶⁾。I、上位者—下位者間の勢力關係。(1)指向性、(2)参加、(3)応答性、(4)応諾性。II、上位者—下位者間の不平等。(1)距離、(2)振舞。III、上位者間の静態的構造。(1)斉一性。

IV、上位者間の動態的構造。(1)決定手続、(2)決定行動。V、上位者補充の様式。VI、正統性の根拠。

これら局面と次元の全体についてはすでに紹介した所をみていただくことにして、正統性の局面を詳しく眺めてみることにしよう。枠組説明の箇所であつたように、正統性の根拠が権威類型研究の一面面に採りあげられている。それによると、権威類型が全体として正しく構成され、それゆゑに支持に値するという感覚を支配する諸価値が正統性の根拠にほかならず、これは個人的服従原理とは異なるものである。しかしながら、かかる正統性根拠の順位づけに利用できる特定の次元を考えることは困難であるという。できることは、先に列挙した諸次元を、規範(norm)、実践(practice)、形式(form)の視点から捉え、正統性根拠の指標に用いることである。すなわち、彼らの基本的な立場としては、権威類型の諸次元を規範・実践・形式の視点からそれぞれ個別に評価し、その評価にバランスがとれていれば権威類型は正統性を有すると判断するのである。⁽⁸⁾

ガーとエクシュタインの構想は二点の認識を前提としている。すなわち、(1)正統性の根拠は定義からして権威類型の構成要素であり、権威類型に関する理論化において特に重要であること、(2)正統性根拠の要素を確定する分析的図式とみられた場合には、ウェーバーの正統性類型にも欠点のあることを認めることから議論が出發しているのである。⁽⁹⁾そして、権威類型の諸次元を規範・実践・形式の各視点より捉えることに思ひいたるわけであるが、これら各視点・各次元は理論的ないし経験的調査研究を遂行する技術的立場からみて等しく重要であるとされているのではない。二人によれば、三視点のうち規範だけに焦点を絞る、なおかつ、全次元を検討せずに枢要(salient)な次元だけを考慮することにしても問題はなく、煩雑さと労力の軽減をはかることが可能であるとしている。換言すれば、これは権威類型の各次元に付着している規範を正統性の根拠として措定し、しかも明晰性・直接性・有意性・変動性を考慮した枢要な次元でそれらを代表させ考察しようというのである。具体的には、ある次元が枢要であるか否かは、(1)直接目に触れるもの、(2)直接生活にかかわるもの、(3)正義や公正に

かかるもの、(4)恒常的なもの、をより枢要とみなすことができる(10)。さらに、正統性の焦点は、誰がどのようにして何を命じるかに絞られると二人は考える。これは三つの異なる内容から成っており、誰がは人的正統性、どのようにして手続的正統性、何をは実体的正統性と名づけられている。このように分析された各正統性について、先の基準に従って何が枢要なる次元かを判定すると、人的正統性については補充の次元が、手続的正統性については参加及び決定—手続の次元が、実体的正統性については指向性及び応答性の次元が枢要になるといふ。要するにいま挙げられた次元に関する規範が正統性を根拠づけると二人は考え、かかる規範をめぐる人々の意識がバランスのとれている場合に、権威類型に正統性を付与するのである(11)。

さて、この議論は、正統性を根拠づける、従つてそれを左右する条件を特定し、正統性の現象を動的に理論化することを示唆しているのではあるが、「バランス」の概念が明確ではないこと、また分類作業に多くの労力がさかれ正統性とそれを支える要因との関係を——たとえば相互依存の関係なのか、一方的規定関係なのか、その関係はどの程度に強く結びついているのか——明らかにしていないなど、かなり曖昧な点を残したものである。しかしながら、権威類型として理解される政治現象ではあつても、その理解のために概念枠組を設定し、しかも正統性が主要な変数として組みこまれている点は、政治の理論と政治権力の理論を架橋する方向を明確に示しており、二人の試みは経験的理論獲得へのひとつの前進であると評価することができよう。彼らが正統性に注目したうえで、正統性を分析し、それを規定する条件を探索したことは、正統性を従属変数として処理する理論の構築も意図していたと理解することもできよう。この点は、二人が権威類型そのものを、極めて大まかながら、独立変数および従属変数として考察しているところからも裏づけることが可能である(12)。

(11) Philip Worthel, Philip G. Hester, Philip S. Kopala, *Collective Protest and Legitimacy of Authority*, *The Journal of Conflict Resolution*, Vol. XVIII, No. 1, March 1974.

- (c) Harry Eckstein, Ted Robert Gurr, *Patterns of Authority: A Structural Basis for Political Inquiry*, A Wiley-Interscience Publication, John Wiley and Sons, 1975.
- (c) Worchel, et al., op. cit., pp. 38-40.
- (4) *Ibid.*, p. 52. なお、彼らはデータに基づく議論もしているが検証するまでには至っていない。
- (5) Eckstein et al., op. cit., pp. 8-20.
- (6) *Ibid.*, pp. 41-231.
- (7) 筆者による紹介と批評が次にある。法学研究(慶應義塾大学)、第五二巻第六号、一九七九年。
- (8) Eckstein et al., op. cit., pp. 198-201, 204-208.
- (9) *Ibid.*, pp. 197, 201-204, 221-222.
- (10) *Ibid.*, pp. 208-211, 222.
- (11) *Ibid.*, pp. 211-221.
- (12) *Ibid.*, pp. 391-404.

四、むすびにかえて——要約

正統性の語には不思議な魅力がある。権力者は権力の正統性を主張し、被権力者は権力に正統性を求める。そして、研究者は正統性の有無にこだわり続けてきた。しかし、いついかなる場においても社会成員のすべてが合意できる唯一絶対的な正統性の原理などはなく、全員一致の生活様式は彼岸にしかないゆえに、力の論理を糊塗ないし規制する手段として存在するのが現実社会における正統性であり、それは文化と社会規範の内核をなす価値体系に呑みこまれてしまうのである。したがって、正統性を論ずる理由はどこに存するのであろうか。正統性をめぐる考察がイデオロギーの闘争から離脱し、議論それ自体の有用性を確保するには、現象としての正統性を経験的に解明するよりほかに道はあるまい。このことは、正統性の判定者としては科学があるのではなく、あくまで個人が判定者であることの認識を科学に要請する。それゆえ、議論の出発点を

個人に置き、個人に機能的要件を設定するのである。すると、この要件を満たすために、様々な相異なる欲求を持つ諸個人が作る社会は、欲求充足の安定を求めて規範を生み出すのであり、規範の制度化を担うのは政治権力であることが判明する。そこから、かかる規範の一部として正統性を理解する視角が生れ、特に規範生成メカニズムのなかに正統性を理解する鍵のあることが明らかにされたのである。ついで、現象としての正統性を解明するには、規範としての正統性つまりは正統性感覚に影響を及ぼす要因を分析し、次にこの感覚が影響を与えている要因を分析し、さらに、これら要因間の関係を確定することも必要となる。そして、このような関係が明らかになれば、その社会における権力関係のなかは解明されたと言えるのではあるまいか。しかしながら、かかる試みは未だ端緒にいたばかりであり、これが軌道にのるためには、一方で主義主義的行為理論の立場からする社会規範と価値体系に関する理論の精密化という助力が必要であり、他方で調査研究用枠組の検討をしながら、具体的データの蓄積をはかることが是非とも必要になるのである。具体的には、社会規範そのものの構成要素や特性とそれらを規定する要因を明らかにすることが大切になると考えられるが、本稿にはそれらを明らかにするだけの能力はなく、問題を提起し、その解決方向を示唆し、二、三の研究を紹介することだけで筆を置かざるを得ない。